

「脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会」報告書の概要

● 業務の過重性の評価（業務と発症との関連性）

業務による「長期間にわたる疲労の蓄積」と「発症に近接した時期の急性の負荷」が発症に影響を及ぼすとする現行基準の考え方は妥当

現行基準が適切と判断

長期間の過重業務

労働時間

- ・ 発症前 1 か月間に100時間または 2～6 か月間平均で月80時間を 超える時間外労働は、発症との 関連性は強い(※)
- ・ 月45時間を超えて長くなるほど、 関連性は強まる
- ・ 発症前 1～6 か月間平均で月45時 間以内の時間外労働は、発症との 関連性は弱い

労働時間以外の負荷要因

- ・ 拘束時間が長い勤務
- ・ 出張の多い業務 など

現行基準に新たに取り入れることが適切と判断

長期間の過重業務

労働時間

左記(※)の水準には至らないが
これに近い時間外労働
+
一定の労働時間以外の負荷

業務と発症との関連が強い
と評価することを明示

労働時間以外の負荷要因

- ・ 勤務間インターバルが短い勤務
- ・ 身体的負荷を伴う業務 など

評価対象として追加

短期間の過重業務・異常な出来事

- ・ 業務と発症との関連性が強いと判断できる場合を明確化
→ 「発症前おおむね 1 週間に継続して深夜時間帯に及ぶ時間外労働を 行うなど過度の長時間労働が認められる場合」等を例示

● 対象疾病

- ・ 認定基準の対象疾病に「重篤な心不全」を追加